

政令第九十四号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第四項中「東北防衛局」の下に「近畿中部防衛局」を加え、「管理部」を「管理部」に改める。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。